

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		奥州光吉 (オウシュウ コウキチ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) 秋田県					
③電話番号		0182-44-5137		メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	24～ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」</p> <p>■意見1</p> <p>【検証主体は、事業者ではなく中立的な立場の第三者機関が行うべきである。検証するのは、所詮人間である。元上司や同僚が計画立案したものに現在の担当者が厳格な検証ができるとは思えない。】</p>					
18	3～6	<p>「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」</p> <p>■意見2</p> <p>【関係自治体の「立場」とは、当該ダム事業の検証よりもその地域経済への波及効果の「検証」にある。コストが嵩めば嵩むほど、地域への「おこぼれ」も期待できる。この矛盾を抱えている限り公正な検証は期待できない。仮に代替案が良くても実現可能性（予算がつく保証）が低いと読めばそちらには動かない。ダム事業への地元の期待と皮算用に縛られているので、代替案の検討にはおおむね消極的である。代替案を積極的に奨励し、予算措置等の担保が必要である。】</p>					
39	9	<p>「●完成までに要する費用はどのくらいか」</p> <p>■意見3</p> <p>【ダム事業の基本計画告示以後、事業の目的や事業費、工期等の変更が生じたために基本計画変更告示が行われた事業については、その変更理由と妥当性を徹底的に検証すること。】</p> <p>■意見4</p> <p>【ダム事業においては、当初計画を大幅に超える事業費に膨れ上がっている事例が多く見られる。このようなことのないように、今回の検証後に事業費変更が行われるような場合には、事業の即時停止措置と検証責任の徹底追究を求める。】</p>					
60	2	<p>「次のような考え方で総合的に評価を行う。」</p> <p>■意見5</p> <p>【現在進行中のダム案と代替案の比較検証においては、差異が客観的にわかる評点方式を取り入れると同時にその評点を公表すること。例えば、荒削りではあるが以下のようなものである。】</p>					

ダム案及び代替案の評価表

	評点範囲	**ダム	堤防嵩上	遊水池
コスト	-200～0	-140	-160	-180
目標達成度	0～100	80	70	50
緊急性達成度	0～100	40	60	70
生態系と生物多様性	-50～50	-40	-20	40
住民理解度	-50～50	-40	-10	-20
総合点		-100	-60	-40

15 18～ 「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転
20 流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」

■意見 6

【道路の付替工事や生活再建工事等は、あとの活用が利くなど全く無駄になるとは言い切れないものもある。しかし、転流工事は本体工事を前提とした工事であることは明らかであり、本体工事が中止になれば全くの無駄な工事となってしまう。したがって、転流工事は本体工事と一緒にすべきものであり、本体工事に入っていないダム事業では転流工工事へも入るべきではない。】

45 6～ 「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として
11 何m³/s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」

■意見 7

(要旨) 【利水参画者から提出された利水事業等については、地域全体の「ダム建設による地域経済活性化」という大命題のもと、過大な水需要を設定している例があるので、厳格な再検証が必要である。】

当地の成瀬ダムはかんがい用水の確保が第一目的だが、その根拠となる「平鹿平野農業水利事業」では、代かき期の用水が足りないとしてそれまでの2倍の取水を申請した。その根拠となっているのが、当該水田における「減水深」（一日に水田の水がどれだけ減少するかという指標）という考え方だが、現状に合わない過大な大きさに設

19	1	<p>定している。東北地方整備局が東北農政局のこの「作為」をきちんと認識していたのか、きちんと検証してほしい。また、上水道計画の認可申請についても、人口減少を意図的に過小に見積もっており、明らかな「作為」があったと認識できるので、このような点もしっかり検証してほしい。</p> <p>http://www.stop-narusedam.jp/pdf/yuzawasuidou_genjitsu_100808.pdf</p> <p>「第4章 検証対象ダム事業等の点検」</p> <p>■意見8</p> <p>(要旨) 【ダム事業の検証を行う時には、これまでの事業遂行過程のなかで「違法行為」または「瑕疵」があったと住民から訴えがあった場合には徹底的に調査し検証すること。真実を突き詰めるには、第三者機関による検証がカギになる。】</p> <p>当地の成瀬ダム建設地は自然度が高く猛禽類の飛翔、繁殖が高頻度で行われているところである。私たちは猛禽類について様々な観察を行ってきたし、事業者側も調査委員会を設ける等配慮をしてきたと思う。しかし、事業者側は、これらの信頼関係を根本から疑わせる行為を行った。2007年春、付替道路建設予定の森で猛禽類の古巣があった1本の樹木が先行伐採された事件がおきた。不審に思った住民に工事事務所の担当者は(不用意にも)「またその鳥が戻ってくると困るので先に切った」と話した。私たちは公開質問状にて質したが、まともな回答はなかった。事業の執行を急ぐあまり、現場の「勇み足」がありうることは予想されるが、問題は作業指示をした責任の所在が問われているのであり、自然保護の取り組み全体への信頼を根底から崩すものであろう。このような事件の検証は事業者側にはできないことは明らかである。</p> <p>公開質問状は</p> <p>http://www.stop-narusedam.jp/pdf/koukaishitsumonjou2009_06_29.pdf</p> <p>国土交通省湯沢河川国道事務所からの回答は</p> <p>http://www.stop-narusedam.jp/pdf/kokkouyuzawa_kaitou_2009_09_03.pdf</p>
----	---	---